

桐生市消防団条例の一部を改正する条例

桐生市消防団条例(平成17年桐生市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「より」を「基づき」に、「定数」を「定員」に、「ことを目的」を「もの」に改め、

第3条の見出し及び同条中「定数」を「定員」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(種類)

第3条の2 消防団員の種類は、基本消防団員及び機能別消防団員とする。

- (1) 基本消防団員とは、機能別消防団員以外の全ての消防団員をいう。
- (2) 機能別消防団員とは、市長が定める特定の消防事務に限り従事する消防団員をいう。

第4条を次のように改める。

(任命)

第4条 消防団長は、消防団の推薦に基づき市長が任命し、消防団長以外の消防団員は、消防団長が次に掲げる資格を有する者のうちから、市長の承認を得て任命する。

- (1) 当該消防団の区域内に居住し、勤務し、又は通学する者
- (2) 年齢18歳以上の者
- (3) 心身ともに健康であり、消防団員の任務に堪えることができる者

第5条第2号中「禁固」を「禁錮」に改める。

第6条第1項中「消防団長」を「任命権者」に改め、同項第2号中「耐えない」を「堪えない」に改め、同項第4号中「定数」を「定員」に改め、同条第2項各号を次のように改める。

- (1) 第4条第1号に該当しなくなったとき。
- (2) 前条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

第7条第1項中「消防団長」を「任命権者」に、「ときは、」を「場合においては、」に改め、同項第1号中「並びに条例」を「、条例」に、「とき。」を「場合」に改め、同項第2号及び第3号中「とき。」を「場合」に改める。

第10条中「であって」を「は、」に改め、「居住地」の次に「、勤務地又は通学する場所」を加え、「消防団員の」を「、消防団員の」に改める。

第13条第1項中「

団長	年額	290,600円
副団長	年額	222,900円
分団長	年額	165,700円
副分団長	年額	104,600円
部長	年額	83,700円
班長	年額	66,000円
団員	年額	49,500円

」を

「

団長	年額	290,600円
副団長	年額	222,900円
分団長	年額	165,700円
副分団長	年額	104,600円
部長	年額	83,700円
班長	年額	66,000円
団員	基本消防団員	年額 49,500円
	機能別消防団員	年額 25,000円

」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。